

1. 件名：福島第一原子力発電所における実施計画の変更認可申請（廃スラッジ回収設備の設置）に係る面談
2. 日時：令和5年7月7日（金）15時30分～17時30分
3. 場所：原子力規制庁 6階会議室
4. 出席者  
原子力規制庁  
原子力規制部 東京電力福島第一原子力発電所事故対策室  
佐藤室長補佐、新井安全審査官、石井安全審査官、植木技術参与  
東京電力ホールディングス株式会社福島第一廃炉推進カンパニー  
福島第一原子力発電所 担当6名（3名はテレビ会議システムによる出席）  
プロジェクトマネジメント室 担当2名（テレビ会議システムによる出席）

## 5. 要旨

- 東京電力ホールディングス株式会社（以下「東京電力」という。）から、現在審査中の実施計画変更認可申請（廃スラッジ回収設備（以下「本設備」という。）の設置）に関し、主に特定原子力施設の実施計画の審査等に係る技術会合において指摘した事項に対して、資料に基づき説明があった。
- 原子力規制庁は、上記説明を受けた内容について確認するとともに、以下のコメントを行った。
  - ✓ 局所吸引ダクト及び廃スラッジ保管容器飛散防止カバーの材質、寸法、構造（吸引孔の位置と大きさ）を示すこと。また同ダクトがダストや周辺の構造物等により閉塞のおそれがないことを示すこと。
  - ✓ 下部ファネル、局所吸引ダクト、廃スラッジ保管容器飛散防止カバーの支持部（取付部）と待機位置（挿入していないときの位置）をそれぞれ示すこと。また下部ファネルについては、回収した物質の排出先（又は貯留先）を示すこと。
  - ✓ 蓋着脱装置で具体的にどのように蓋を取り外すのか、着脱機構の詳細を示すこと。また蓋脱着装置を取り囲む飛散防止カバーの材料・寸法、気密性（床面との接合部を含む。）を示すこと。
  - ✓ 廃スラッジ保管容器及び遠心分離機シュートが所定の位置に適切に配置されたことや廃スラッジ保管容器への充填量が規定量（1m<sup>3</sup>）に達したことを制御し、確認するための監視・制御機器とその動作原理を示すこと。
  - ✓ ダストモニタや雰囲気線量計の他、負圧管理を行うために必要な室圧計の台数、設置位置及び精度を示すこと。
  - ✓ ダスト取扱エリア及びダスト管理エリアの閉じ込め機能の維持に関して、シャッターの開閉状態としてあり得る全ての状態を想定した上で、ダスト管理エリア用又はダスト取扱エリア用のいずれかの換気系統が機能喪失したとしても、負圧による閉じ込めが達成できるのか示すこと。特に、ダスト管理エリア用の換気系統が機能喪失した場合において、廃スラッジ充填室は局所吸引ダクト及び廃スラッジ保管容器飛散防止カバーのみで負圧維持が可能か示すこと。
  - ✓ 廃スラッジ保管容器の搬出入に当たり、シャッターA及びBを開閉する又は切り替える際の判断基準（確認するパラメータ）を示すこと。また汚染検査室で実施する検査内容を示すこと。

- ✓ ダスト取扱エリア及び同エリアに接続している室内の圧力を調整する自動ダンパについて、その圧力制御の仕組みを自動であるか手動であるかを含めて示すこと（フィードバック回路を組む場合は、設定値（SV）の考え方や操作量（MV）として具体的に何がどのように動くのか示すこと）。
- ✓ 換気系統図における給気室－加熱器のラインをダスト取扱エリア用の排風機の入口で接続する設計とした理由を示すこと。また、故障のリスクのある動的な自動ダンパで逆流を防止することとした理由を示すこと（逆止ダンパを設置しない理由を示すこと）。
- ✓ 換気空調設備が停止した場合を想定した事象は、全ての動的機器が停止したことを想定しているかどうかを含め機能喪失の具体的内容を示すこと。また、機器トラブル等によりダスト管理エリア用又はダスト取扱エリア用のいずれか1つの系統が機能喪失した際に、自動ダンパ等がどのように作動するのか示すこと。
- ✓ 給排気ファンの容量を示すとともに、局所吸引ダクト及び廃スラッジ保管容器飛散防止カバーの排気量（200m<sup>3</sup>/h）の計算過程、遠心分離機シュート可動部や床面との隙間部の空気流入量の見積もり方を示すこと。

- 東京電力から、上記コメントについて了解した旨回答があった。

## 6. その他

資料：

- ・ 廃スラッジ回収施設の設置に関わる補足説明資料
- ・ 指摘事項リスト（まとめ資料へ反映箇所）